

議案第2号 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について

高齢者、障がい者、車いす利用者、乳幼児連れの保護者や妊婦の方など、移動に制約のある様々な方を含め誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の導入をすることにより、公共交通のバリアフリー化を図るため、生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）を策定する。

1 計画（案）について 別紙のとおり

平成31年3月22日提出

二本松市地域公共交通活性化協議会
会長 三保 恵一

（参考）

UDタクシーの導入については、国庫補助制度である地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）の補助対象事業に定められている。

当該補助金を申請するためには、地域公共交通活性化協議会において、生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の協議が必要となる。

※「UDタクシー」とは、車いすに乗ったまま乗車できるスロープや、乗り降りしやすい乗降口、乗降用の手すりが付いている等の特徴を備えた、誰もが利用しやすいタクシー車両をいう。